

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月適用版)	改定案(令和6年1月(見込)適用版)	改定理由																																																																																																																																																																																																														
19	別表2(1)	段階確認・臨時検査一覧																																																																																																																																																																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オープンケトン基礎工</td> <td rowspan="4">ニューマチックケトン基礎工</td> <td>鉄骨据え付け完了時</td> <td>使用材料、施工位置</td> <td>1回/1構造物</td> <td rowspan="4">オープンケトン基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時 ニューマチックケトン基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時</td> </tr> <tr> <td>本体設置前(オープンケトン)※1</td> <td>支持層</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掘削完了時※1(ニューマチックケトン)</td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化毎</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>1回/1ロット</td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板基礎工</td> <td rowspan="3"></td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力</td> <td>試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> <td rowspan="3">・矢板工完了時</td> </tr> <tr> <td>打込完了時※1</td> <td>基準高、偏心量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時※1</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> </tr> <tr> <td>鋼管井筒基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・基礎工完了時</td> </tr> <tr> <td>控工(パイロット等)</td> <td></td> <td>港湾工事監督技術基準控工による</td> <td></td> <td></td> <td>・控工完了時</td> </tr> <tr> <td>置換工(重要構造物)</td> <td></td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤</td> <td>1回/1構造物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>築堤・護岸工</td> <td></td> <td>法線設置完了時</td> <td>法線設置状況</td> <td>1回/1法線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防堰堤</td> <td></td> <td>法線設置完了時</td> <td>法線設置状況</td> <td>1回/1法線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>護岸工</td> <td>法覆工(覆土施工がある場合)</td> <td>覆土前※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回/1工区</td> <td>・覆土前1回/1工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>護岸工</td> <td>埋戻し前※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回/1工区</td> <td>・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回/1工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基礎工、根固工、落差工</td> <td>設置完了時※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回/1工区</td> <td>根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>ブロック工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)</td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・足場撤去前</td> </tr> <tr> <td>塗装工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・足場撤去前</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	オープンケトン基礎工	ニューマチックケトン基礎工	鉄骨据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物	オープンケトン基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時 ニューマチックケトン基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時	本体設置前(オープンケトン)※1	支持層		掘削完了時※1(ニューマチックケトン)	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット	鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・矢板工完了時	打込完了時※1	基準高、偏心量		杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	鋼管井筒基礎工					・基礎工完了時	控工(パイロット等)		港湾工事監督技術基準控工による			・控工完了時	置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物		築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線		砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線		護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	・覆土前1回/1工事		護岸工	埋戻し前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回/1工事		基礎工、根固工、落差工	設置完了時※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回/1工事	ブロック工					・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)	法面工					・足場撤去前	塗装工					・足場撤去前	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th colspan="3">段階確認</th> <th rowspan="2">臨時検査</th> </tr> <tr> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オープンケトン基礎工</td> <td rowspan="4">ニューマチックケトン基礎工</td> <td>鉄骨据え付け完了時</td> <td>使用材料、施工位置</td> <td>1回/1構造物</td> <td rowspan="4">オープンケトン基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時 ニューマチックケトン基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時</td> </tr> <tr> <td>本体設置前(オープンケトン)※1</td> <td>支持層</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掘削完了時※1(ニューマチックケトン)</td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化毎</td> </tr> <tr> <td>鉄筋組立て完了時</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>1回/1ロット</td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板基礎工</td> <td rowspan="3"></td> <td>打込時</td> <td>使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力</td> <td>試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> <td rowspan="3">・矢板工完了時</td> </tr> <tr> <td>打込完了時※1</td> <td>基準高、偏心量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理完了時※1</td> <td>杭頭処理状況</td> <td>一般：1回/10本 重点：1回/5本</td> </tr> <tr> <td>鋼管井筒基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・基礎工完了時</td> </tr> <tr> <td>控工(パイロット等)</td> <td></td> <td>港湾工事監督技術基準控工による</td> <td></td> <td></td> <td>・控工完了時</td> </tr> <tr> <td>置換工(重要構造物)</td> <td></td> <td>掘削完了時</td> <td>使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤</td> <td>1回/1構造物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>築堤・護岸工</td> <td></td> <td>法線設置完了時</td> <td>法線設置状況</td> <td>1回/1法線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防堰堤</td> <td></td> <td>法線設置完了時</td> <td>法線設置状況</td> <td>1回/1法線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>護岸工</td> <td>法覆工(覆土施工がある場合)</td> <td>覆土前※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回/1工区</td> <td>・覆土前1回/1工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>護岸工</td> <td>埋戻し前※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回/1工区</td> <td>・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回/1工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基礎工、根固工、落差工</td> <td>設置完了時※1</td> <td>設計図書との対比(不可視部分の出来形)</td> <td>1回/1工区</td> <td>根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回/1工事</td> </tr> <tr> <td>ブロック工</td> <td></td> <td>ブロック製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロック据付前</td> <td>使用材料、設計図書との対比</td> <td>1回/1工事</td> <td>・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)</td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・足場撤去前</td> </tr> <tr> <td>塗装工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・足場撤去前</td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	段階確認			臨時検査	確認時期	確認項目	確認の程度	オープンケトン基礎工	ニューマチックケトン基礎工	鉄骨据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物	オープンケトン基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時 ニューマチックケトン基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時	本体設置前(オープンケトン)※1	支持層		掘削完了時※1(ニューマチックケトン)	土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎	鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット	鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・矢板工完了時	打込完了時※1	基準高、偏心量		杭頭処理完了時※1	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	鋼管井筒基礎工					・基礎工完了時	控工(パイロット等)		港湾工事監督技術基準控工による			・控工完了時	置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物		築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線		砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線		護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	・覆土前1回/1工事		護岸工	埋戻し前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回/1工事		基礎工、根固工、落差工	設置完了時※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回/1工事	ブロック工		ブロック製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロック据付前	使用材料、設計図書との対比	1回/1工事	・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)	法面工					・足場撤去前	塗装工					・足場撤去前	追加(施工管理基準の改定に合わせて、段階確認を追加。(港湾工事段階確認に準じる。))【河川整備課】
種別	細別	段階確認			臨時検査																																																																																																																																																																																																													
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																																																																														
オープンケトン基礎工	ニューマチックケトン基礎工	鉄骨据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物	オープンケトン基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時 ニューマチックケトン基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時																																																																																																																																																																																																													
本体設置前(オープンケトン)※1		支持層																																																																																																																																																																																																																
掘削完了時※1(ニューマチックケトン)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎																																																																																																																																																																																																														
鉄筋組立て完了時		使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット																																																																																																																																																																																																															
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・矢板工完了時																																																																																																																																																																																																													
打込完了時※1		基準高、偏心量																																																																																																																																																																																																																
杭頭処理完了時※1		杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本																																																																																																																																																																																																															
鋼管井筒基礎工					・基礎工完了時																																																																																																																																																																																																													
控工(パイロット等)		港湾工事監督技術基準控工による			・控工完了時																																																																																																																																																																																																													
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物																																																																																																																																																																																																														
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線																																																																																																																																																																																																														
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線																																																																																																																																																																																																														
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	・覆土前1回/1工事																																																																																																																																																																																																													
	護岸工	埋戻し前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回/1工事																																																																																																																																																																																																													
	基礎工、根固工、落差工	設置完了時※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回/1工事																																																																																																																																																																																																													
ブロック工					・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)																																																																																																																																																																																																													
法面工					・足場撤去前																																																																																																																																																																																																													
塗装工					・足場撤去前																																																																																																																																																																																																													
種別	細別	段階確認			臨時検査																																																																																																																																																																																																													
		確認時期	確認項目	確認の程度																																																																																																																																																																																																														
オープンケトン基礎工	ニューマチックケトン基礎工	鉄骨据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物	オープンケトン基礎工 ・本体設置前、基礎工完了時 ニューマチックケトン基礎工 ・掘削完了時、基礎工完了時																																																																																																																																																																																																													
本体設置前(オープンケトン)※1		支持層																																																																																																																																																																																																																
掘削完了時※1(ニューマチックケトン)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎																																																																																																																																																																																																														
鉄筋組立て完了時		使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット																																																																																																																																																																																																															
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本	・矢板工完了時																																																																																																																																																																																																													
打込完了時※1		基準高、偏心量																																																																																																																																																																																																																
杭頭処理完了時※1		杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本																																																																																																																																																																																																															
鋼管井筒基礎工					・基礎工完了時																																																																																																																																																																																																													
控工(パイロット等)		港湾工事監督技術基準控工による			・控工完了時																																																																																																																																																																																																													
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物																																																																																																																																																																																																														
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線																																																																																																																																																																																																														
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線																																																																																																																																																																																																														
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	・覆土前1回/1工事																																																																																																																																																																																																													
	護岸工	埋戻し前※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	・埋戻し前(直高5.0mを超える積工、岩着等、地盤の確認が必要な護岸を対象)1回/1工事																																																																																																																																																																																																													
	基礎工、根固工、落差工	設置完了時※1	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区	根固工、落差工 ・設置完了時(水没等、完成時に確認出来ない場合に限る)1回/1工事																																																																																																																																																																																																													
ブロック工		ブロック製作、据付工の個数10個未満の場合 ブロック据付前	使用材料、設計図書との対比	1回/1工事	・ブロック据付前(製作個数10個以上を対象とし、全数製作前に据付を開始する場合で、海中据付等で不可視となる場合は全数、その他の場合は全数の50%以上を対象)																																																																																																																																																																																																													
法面工					・足場撤去前																																																																																																																																																																																																													
塗装工					・足場撤去前																																																																																																																																																																																																													

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由
	15		<p>「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p style="text-align: center;">（「1-1-1-1-52 台帳施設台帳の作成」関係）</p> <p style="text-align: center;"><b>新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】</b></p> <p>（目的）            第1条 本要領は、新潟県が管理する道路施設（以下「施設」という。）の諸元及び補修情報を総括する道路施設台帳（以下「台帳」という。）を確実に更新し、施設の計画的な管理を実現することを目的とする。</p> <p>（適用範囲）            第2条 本要領でいう施設とは、道路法による道路施設のうち、以下の施設を言う。            ・橋梁（橋長2m以上、土被り1m未満の溝橋（カルバート）含む）</p> <p>（台帳の構成）            第3条 台帳は、当該施設の諸元情報、マイクロフィルム及び図面で構成される。            2 諸元情報は、新潟県橋梁・道路施設維持管理支援システムのデータベースから取得する様式に従うものとする。            3 マイクロフィルムは、35mm幅のものとし、別記内容を記載する。            4 図面は、マイクロフィルムの一般図を複写したマイラー用紙とし、B4版とする。</p> <p>（台帳の管理）            第4条 台帳の管理を行うため、台帳管理責任者（以下「台帳管理者」という。）を置くこととし、道路管理課は計画・安全対策係の橋梁担当者、地域機関は維持管理課の橋梁主担当者とする。</p> <p>（台帳の作成）            第5条 台帳の作成は、施設工事原因者（以下「原因者」という。）が行うものとする。            2 施設の新設及び更新等の場合は、第3条に規定する諸元情報、マイクロフィルム及び図面を作成する。            3 施設の補修及び補強等の場合は、従前の諸元情報を修正、更新することとし、マイクロフィルム及び図面の作成は不要とする。            4 原因者は、台帳の作成にあたり、当該施設を管理する地域機関の台帳管理者から諸元情報様式の提供を受けることとする。            5 マイクロフィルムは、必ずコマ番号を同時に撮影することとし、原因者は撮影前に、道路管理課の台帳管理者に施設名、路線名、構造形式、施設延長を連絡し、コマ番号の付与を受けることとする。            6 諸元情報は1部、マイクロフィルムは2部、図面は1部を作成する。            7 諸元情報にある位置情報の緯度及び経度は、起点側のバラベツト前面の左側において座標を取得する。</p> <p>（台帳の提出）            第6条 原因者は、新設及び更新の場合は供用開始の手続きまでに、補修及び補強の場合は工事完了までに、当該施設を管理する地域機関の台帳管理者に台帳（電子データ及び紙台帳）を提出する。</p>	<p>新規追加（特記仕様書からの編入）  <b>【道路管理課】</b></p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由
	15		<p>「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p>2 地域機関の台帳管理者は、提出された諸元情報の内容を確認の上、遅滞なく道路管理課の台帳管理者まで、電子データを提出するとともに、新設及び更新の場合は、提出されたマイクロフィルム1部及び図面を、道路管理課の台帳管理者に送付する。なお、提出された電子データは返却しない。</p> <p>(台帳の保管)</p> <p>第7条 台帳は、次により保管するものとする。</p> <p>2 道路管理課の台帳管理者は、地域機関の台帳管理者から受領したマイクロフィルムを適切につなぎ合わせ、図面と共に保管する。</p> <p>3 地域機関の台帳管理者は、原因者から提出された施設の諸元情報を紙台帳で1部及びマイクロフィルムで1部を保管する。</p> <p>(台帳の閲覧及び貸出)</p> <p>第8条 道路管理課及び地域機関の台帳管理者は、台帳の閲覧及び貸出の請求があった場合は、台帳貸出簿等に記載の上、閲覧に供するものとする。</p>	<p>新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】</p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由																																																																						
	15		<p>「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p>【別記】</p> <p>マイクロフィルム作成内容</p> <p>1 諸元 下表の内容                  2 図面 一般図、上部工図、下部工図、詳細図                  3 設計及び材料計算図書 設計条件一覧表、安定計算結果一覧表、材料計算一覧表</p> <p>表 マイクロフィルムに撮影する諸元表</p> <table border="1" data-bbox="1771 745 2484 1759"> <tr><td colspan="2">適用示方書</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">設計荷重</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">橋長及び支間</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">幅員構成</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">架設年次（工期）</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="6">上部工</td><td>構造形式</td><td></td></tr> <tr><td>使用材料及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>床版材料及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>支承の種類</td><td></td></tr> <tr><td>伸縮装置の種類</td><td></td></tr> <tr><td>架設方法</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">落橋防止システム</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="4">下部工</td><td>構造形式</td><td></td></tr> <tr><td>使用材料及び数量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">基礎工</td><td>構造形式</td><td></td></tr> <tr><td>使用材料及び数量</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">地質及び地盤種別</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">塗装</td><td>面積</td><td></td></tr> <tr><td>色彩及び塗装系</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">塩害対策区分</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">照明の種類及び数量</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">防護柵の種類及び数量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">添架</td><td>種類及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>管理者</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">業者</td><td>設計</td><td></td></tr> <tr><td>上部工</td><td></td></tr> <tr><td>下部工</td><td></td></tr> </table>	適用示方書			設計荷重			橋長及び支間			幅員構成			架設年次（工期）			上部工	構造形式		使用材料及び数量		床版材料及び数量		支承の種類		伸縮装置の種類		架設方法		落橋防止システム			下部工	構造形式		使用材料及び数量		基礎工	構造形式		使用材料及び数量		地質及び地盤種別			塗装	面積		色彩及び塗装系		塩害対策区分			照明の種類及び数量			防護柵の種類及び数量			添架	種類及び数量		管理者		業者	設計		上部工		下部工		<p>新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】</p>
適用示方書																																																																										
設計荷重																																																																										
橋長及び支間																																																																										
幅員構成																																																																										
架設年次（工期）																																																																										
上部工	構造形式																																																																									
	使用材料及び数量																																																																									
	床版材料及び数量																																																																									
	支承の種類																																																																									
	伸縮装置の種類																																																																									
	架設方法																																																																									
落橋防止システム																																																																										
下部工	構造形式																																																																									
	使用材料及び数量																																																																									
	基礎工	構造形式																																																																								
		使用材料及び数量																																																																								
地質及び地盤種別																																																																										
塗装	面積																																																																									
	色彩及び塗装系																																																																									
塩害対策区分																																																																										
照明の種類及び数量																																																																										
防護柵の種類及び数量																																																																										
添架	種類及び数量																																																																									
	管理者																																																																									
業者	設計																																																																									
	上部工																																																																									
	下部工																																																																									

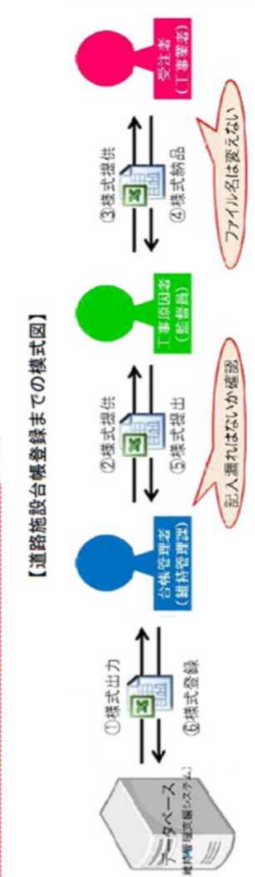
新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由
	15		<p>「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p style="text-align: center;"><b>新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】</b></p> <p>(目的)            第1条 本要領は、新潟県が管理する道路施設（以下「施設」という。）の諸元及び補修情報を総括する道路施設台帳（以下「台帳」という。）を確実に更新し、施設の計画的な管理を実現することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)            第2条 本要領でいう施設とは、道路法による道路のうち、以下の施設を言う。            ・トンネル            ・洞門（シェッド、シェルター）            ・舗装            ・消融雪施設（消雪パイプ）            ・道路横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道、アンダーパス、道路横断ボックス）            ・道路附属施設（大型案内標識、道路照明、道路情報板）            ・防災防雪施設（雪崩予防柵、落石・雪崩防護擁壁、落石防護網工、接着工、ワイヤーロープ掛工、モルタル吹付工、法枠工、ロックボルト工、アンカー工、落石防護柵、雪崩予防杭、吊柵、スノーネット、せり出し防止柵、減勢杭、枠組工、雪崩防護柵、スノーキーパー、防雪柵（固定式）</p> <p>(台帳の構成)            第3条 台帳は、当該施設の諸元情報で構成される。            2 諸元情報は、新潟県橋梁・道路施設維持管理支援システムのデータベースから取得する様式に従うものとする。</p> <p>(台帳の管理)            第4条 台帳の管理を行うため、台帳管理責任者（以下「台帳管理者」という。）を置くこととし、道路管理課は計画・安全対策係の道路施設担当者、地域機関は維持管理課の道路施設主担当者とする。</p> <p>(台帳の作成)            第5条 台帳の作成は、施設工事原因者（以下「原因者」という。）が行うものとする。            2 施設の新設及び更新等の場合は、第3条に規定する諸元情報を作成する。            3 施設の補修及び補強等の場合は、従前の諸元情報を修正、更新する。            4 原因者は、台帳の作成にあたり、当該施設を管理する地域機関の台帳管理者から諸元情報様式の提供を受けることとする。            5 諸元情報は1部作成する。            6 諸元情報にある位置情報の緯度及び経度は、表-1により座標を取得する。</p>	<p>新規追加（特記仕様書からの編入）  <b>【道路管理課】</b></p>

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由																										
	15		<p>「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p style="text-align: center;">【表-1 座標取得位置】</p> <table border="1" data-bbox="1668 489 2579 846"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>座標取得位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">トンネル</td> <td>「起点側坑口」及び「終点側坑口」の2箇所で取得</td> </tr> <tr> <td colspan="2">洞門</td> <td>「起終点の山側端部」で取得</td> </tr> <tr> <td colspan="2">舗装</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消雪パイプ</td> <td>「井戸設置位置」で取得</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路横断施設</td> <td>横断歩道橋</td> <td>「施設中央部」で取得</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>「起点側坑口」もしくは「上り車線側坑口」で取得</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路附属施設</td> <td>「支柱基部」で取得 ※門型構造の場合は「上り車線側の支柱基部」で取得</td> </tr> <tr> <td colspan="2">防災防雪施設</td> <td>「施設及び施設群の起点側の道路上」で取得</td> </tr> </tbody> </table> <p>(台帳の提出) 第6条 原因者は、新設及び更新の場合は供用開始の手続きまでに、補修及び補強の場合は工事完了までに、当該施設を管理する地域機関の台帳管理者に台帳（電子データ及び紙台帳）を提出する。 2 地域機関の台帳管理者は、提出された諸元情報の内容を確認の上、遅滞なく道路管理課の台帳管理者まで、電子データを提出する。なお、提出された電子データは返却しない。 ただし、舗装補修工事の場合は、地域機関の台帳管理者から道路管理課の台帳管理者への電子データの提出は不要とする。</p> <p>(台帳の保管) 第7条 台帳は、次により保管するものとする。 2 地域機関の台帳管理者は、原因者から提出された施設の諸元情報を紙台帳で1部保管する。</p> <p>(台帳の閲覧及び貸出) 第8条 道路管理課及び地域機関の台帳管理者は、台帳の閲覧及び貸出の請求があった場合は、台帳貸出簿等に記載の上、閲覧に供するものとする。</p>	施設名		座標取得位置	トンネル		「起点側坑口」及び「終点側坑口」の2箇所で取得	洞門		「起終点の山側端部」で取得	舗装		不要	消雪パイプ		「井戸設置位置」で取得	道路横断施設	横断歩道橋	「施設中央部」で取得	上記以外	「起点側坑口」もしくは「上り車線側坑口」で取得	道路附属施設		「支柱基部」で取得 ※門型構造の場合は「上り車線側の支柱基部」で取得	防災防雪施設		「施設及び施設群の起点側の道路上」で取得	新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】
施設名		座標取得位置																												
トンネル		「起点側坑口」及び「終点側坑口」の2箇所で取得																												
洞門		「起終点の山側端部」で取得																												
舗装		不要																												
消雪パイプ		「井戸設置位置」で取得																												
道路横断施設	横断歩道橋	「施設中央部」で取得																												
	上記以外	「起点側坑口」もしくは「上り車線側坑口」で取得																												
道路附属施設		「支柱基部」で取得 ※門型構造の場合は「上り車線側の支柱基部」で取得																												
防災防雪施設		「施設及び施設群の起点側の道路上」で取得																												

新潟県土木工事標準仕様書（その3） 監督技術基準・施工管理 関係資料 新旧対照表

ページ	項目	現行(令和5年1月以降適用版)	改定案(令和6年1月以降適用版)	改定理由
	15		<p>「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」</p> <p style="text-align: center;"><b>新潟県道路台帳登録実施方法</b></p> <p><b>【道路施設台帳登録までの流れ】</b></p> <p>①地域機関の道路施設台帳管理責任者（以下「台帳管理者」という。）は、新潟県橋梁・道路施設維持管理支援システムのデータベースから、諸元情報入力様式を取得する。</p> <p>②道路施設工事原因者（以下「原因者」という。）からの依頼を受け、台帳管理者は、原因者に諸元情報入力様式を提供する。</p> <p>③原因者は、新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁】及び新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】に基づき、受注者に諸元情報入力様式を提供し、諸元情報の入力依頼する。</p> <p>④受注者は、諸元情報を様式に入力し、橋梁についてはマイクロフィルム及びマイラー図面と併せて、原因者に提出する。</p> <p>⑤原因者は、入力された情報の内容を確認の上、台帳管理者に提出する。</p> <p>⑥台帳管理者は、提出された情報の内容を確認し、道路施設維持管理システムに諸元情報入力様式を登録する。</p> <p>※1 原因者から台帳管理者への入力情報提出は、供用開始時までとする。</p> <p>※2 地域機関の維持管理課が発注する補修や補強等の工事は、台帳管理者と原因者が同一となる。</p> <p>※3 補修や補強などの工事の場合、マイクロフィルム及びマイラー図面の作成は不要。</p> <p>※4 諸元情報は電子納品対象物とし、新潟県電子納品実施要領に基づき、「OTHERS」フォルダ内に「その他オリジナルファイル」フォルダを作成し、そこにシステムから出力されるファイル名及び拡張子を変えずに保存する。</p> <p style="text-align: right;"><b>【道路施設台帳登録までの様式図】</b></p> 	新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】